

#### 第 4 8 号議案

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第 1 2 条及び第 1 3 条」を「足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年足立区規則第 4 4 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第 1 1 条」に、「幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 4 条」を「会計年度任用職員勤務時間規則第 1 2 条」に改め、同条第 3 号中「幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 5 条第 3 項」を「会計年度任用職員勤務時間規則第 1 3 条第 4 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の廃止及び地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。